

インフルエンザの登園停止期間にご注意下さい！

＜インフルエンザ登園基準早見表＞

		発症日 (0日)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目
例1	発熱期間 1日の場合			← 登園停止 →							
例2	発熱期間 2日の場合				← 登園停止 →						
例3	発熱期間 3日の場合					← 登園停止 →					
例4	発熱期間 4日の場合						← 登園停止 →				
例5	発熱期間 5日の場合							← 登園停止 →			

※1人1人が停止期間（症状が続く期間）をしっかり休むことによって感染（流行）のスピードを緩やかにし、流行の規模を縮小する効果があります。

一度に多くの方が感染する（爆発的な流行、蔓延化）は、小さな子どもの方が重症になる確率が上がります。

さらに、お父さん、お母さんが活動できなくなる、など社会機能にも影響します。

規定の日数を休むことはもちろんですが、体力が回復して、普段通りの食欲・活気が戻ってから登園しましょう。



発熱



解熱



登園可能

※登園するときは、インフルエンザと診断されたお医者さんに再度診てもらい、「保育園に行ってよい」と言われてからの登園をお願いします。意見書（お医者さんに書いてもらう）の提出が必要です。